

# 木まぐれ木曜日

令和7年4月24日 第196号  
編集・発行：嶺北林業振興事務所  
住所：〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1  
TEL：0887-82-0162 FAX：0887-82-0200  
e-mail：030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

嶺北林業振興事務所のホームページ URL：http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html

## ◆令和7年度 定期人事異動に伴う転出者・転入者挨拶

嶺北林業振興事務所では、令和7年4月1日付けの人事異動で「2名」が転出、「1名」が所内昇進し、「2名」が転入いたしました。事務所の担当が入れ替わり皆様にご迷惑をかけることもあるかと思いますが、今年度も職員一同、嶺北地域の林業・木材産業発展のために取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

**今年度もよろしくお願いいたします！**

**職員一同**



～嶺北林業振興事務所 オリジナルキャラクターの紹介～



なまえ：れいちゃん  
性格：寡黙で真面目  
特技：植林や木の手入れ



なまえ：りんちゃん  
性格：明るく元気  
特技：自然をとおしたコミュニケーション

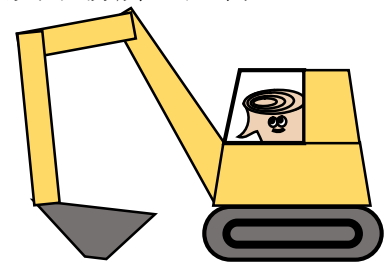
## ◆転出者 2名

やの ともひさ  
矢野 智久 嶺北林業振興事務所 チーフ（増産担当） → 安芸林業事務所 振興課長

昭和62年に県職員として入社し、1年目は須崎耕地事務所（須崎農業振興センター）に配属となり、県庁生活38年の間に、幡多・須崎・中央西・中央東（高知市内）・安芸林業事務所を転々とし、令和5年度に嶺北林業振興事務所に配属となりました。※6林業事務所を制覇しました。（^\_^）

嶺北での2年間があっという間で楽しく過ごせました。

短い間でしたが大変お世話になりました。



こんどう しんすけ  
近藤 信介 嶺北林業振興事務所 林業普及指導員  
→ 森づくり推進課チーフ（担い手対策担当）

今春の人事異動により、森づくり推進課へ異動になりました。1年という短い期間でしたが、本当にありがとうございました。初めての嶺北でしたので、多くの方々にお会いすることができて嬉しく思います。今でもお世話になった皆さまの顔が浮かんで来て、充実した1年を送ることができました。

正直なところ、異動を希望していなかったのが残念な気持ちでいっぱいですが、また嶺北に帰ってきたいと思います。そのときはどうぞよろしくお願いします。

## ◆所内昇進者 1名

あんどう ゆうだい  
安藤 悠大 嶺北林業振興事務所 林業普及指導員 → チーフ（増産担当）

この度の令和7年度定期人事異動により嶺北林業振興事務所チーフ（増産担当）を拝命しました。

担当として2年前に異動してきて、嶺北管内の林業関係者の皆様には大変お世話になりました。色々ご教授いただき、担当として勉強させていただきました。

引き続きスライドではございますが、嶺北管内の林業に寄与できるよう尽力させていただきます。よろしくお願いします。

## ◆転入者 2名

やまさき  
山崎

しん  
真

中央東林業事務所 チーフ（増産担当）

→ 嶺北林業振興事務所 林業普及指導員



このたびの人事異動により、嶺北林業振興事務所に配属となりました。昨年度までは中央東林業事務所で原木増産担当チーフをしておりました。嶺北林業振興事務所では林業改良指導員として、主に林業機械関係の補助事業を担当させていただきます。

林業改良指導員としての経験は浅いですが、これまでの業務において、GISやGNSS、ドローンの活用のほか、集材作業システムの改善などに取り組んでまいりました。林業は旧来の技術を継承しながら最新の機械機器を使いこなす、高度な技術と知見が必要な産業だと考えています。林業先進地の嶺北地区のみなさまに学ばせてもらい、微力ながら貢献できたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

せきだ  
関田

えりこ  
衣里子

中央東林業事務所 技師 → 嶺北林業振興事務所 主査



令和7年度の人事異動により、嶺北林業振興事務所に配属となりました。昨年度までの2年間は、中央東林業事務所で森林土木に携わっていました。

嶺北林業振興事務所では、主に造林事業関係を担当させていただきます。造林事業を担当するのは初めてのためご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、

嶺北地域の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、ご指導のほどよろしく  
お願いいたします。



# ◆令和7年度の事務分担表

令和 7年 4月 1日現在

中央東林業事務所嶺北林業振興事務所 事務分担表		
所長	大石 尚	
次長（出納員・物品主任管理者）	出口 和樹	
事務分担	職名	氏名
振興担当		
1 振興業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 林業の担い手に関する事 5 森林経営管理制度に関する事 6 担当者の人材育成に関する事	チーフ (振興担当)	宮崎 信一
1 保安林業務、林地開発に関する事 2 林業労働力(担い手・安全衛生等)に関する事 3 小規模林業の推進に関する事 4 県民参加の森づくり推進事業に関する事 5 協働の森づくり事業に関する事 6 森と緑の会に関する事 7 特用林産の振興に関する事(副) 8 情報発信・ホームページに関する事(主)	技 師	早川 基貴
1 林業普及指導に関する事 2 森林計画に関する事 3 森林経営管理制度に関する事 4 地域林業総合支援事業に関する事 5 森林組合に関する事 6 木材の生産・流通・加工に関する事 7 県産材の需要拡大に関する事 8 木質資源の利用推進に関する事 9 スマート林業支援事業に関する事 10 特用林産の振興に関する事(主) 11 林業金融に関する事 12 嶺北地域農林業振興連絡協議会に関する事 13 林業図書に関する事	専門員	前田 悟
1 森林経営管理制度・森林環境譲与税に関する事	会計年度任用職員	坂本 知佐子
増産担当		
1 木材増産業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 増産・再造林推進協議会に関する事 5 担当者の人材育成に関する事	チーフ (増産担当)	安藤 悠大
1 林業普及指導に関する事 2 高性能林業機械等整備事業に関する事 3 みどりの環境整備支援事業に関する事(主) 4 森林資源再生支援事業に関する事 5 緑化種苗・林木育種に関する事 6 森林病虫害の防除に関する事 7 意欲と能力のある事業者の登録に関する事 8 素材生産量等の調査に関する事 9 造林事業に関する事(副) 10 木材安定供給推進事業に関する事(副) 11 香川用水水源の森保全事業に関する事	林業普及指導員	山崎 真
1 造林事業に関する事(主) 2 造林事業の検査に関する事 3 森林資源循環利用促進事業に関する事 4 特定間伐等推進計画に関する事 5 木材安定供給推進事業に関する事(副) 6 みどりの環境整備支援事業に関する事(副)	主査	関田 衣里子
1 木材安定供給推進事業に関する事(主) 2 森の工場計画に関する事 3 森の工場活性化対策事業に関する事 4 林内路網アップグレード事業に関する事 5 森林災害・林野火災対策に関する事 6 情報発信・ホームページに関する事(副)	技師	小林 史佳
総務担当		
1 職員の福利厚生事務に関する事 2 県有財産の管理事務に関する事 3 証拠書類の編纂に関する事 4 文書の収発事務に関する事 5 物品の出納事務に関する事 6 給与・諸手当の支給事務に関する事 7 歳入・歳出及び決算事務に関する事	(兼) 主任(経理員)	門田 健治
	(兼) 主幹(経理員)	宇賀 彩乃

## ◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業者の皆様は、必ずご注意をお願いします。

### 保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

**次回の申請受付期間は令和7年6月2日～6月30日**です。

【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R7												R8				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
令和7年 1回目	2月1日	申請															
2回目	6月1日				申請												
3回目	9月1日						申請										
4回目	12月1日										申請						
令和8年 1回目	2月1日												申請				

### 保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、**伐採を開始する90日～20日前までに**保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

### 保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、**伐採を開始する14日前までに**立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、**許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。**

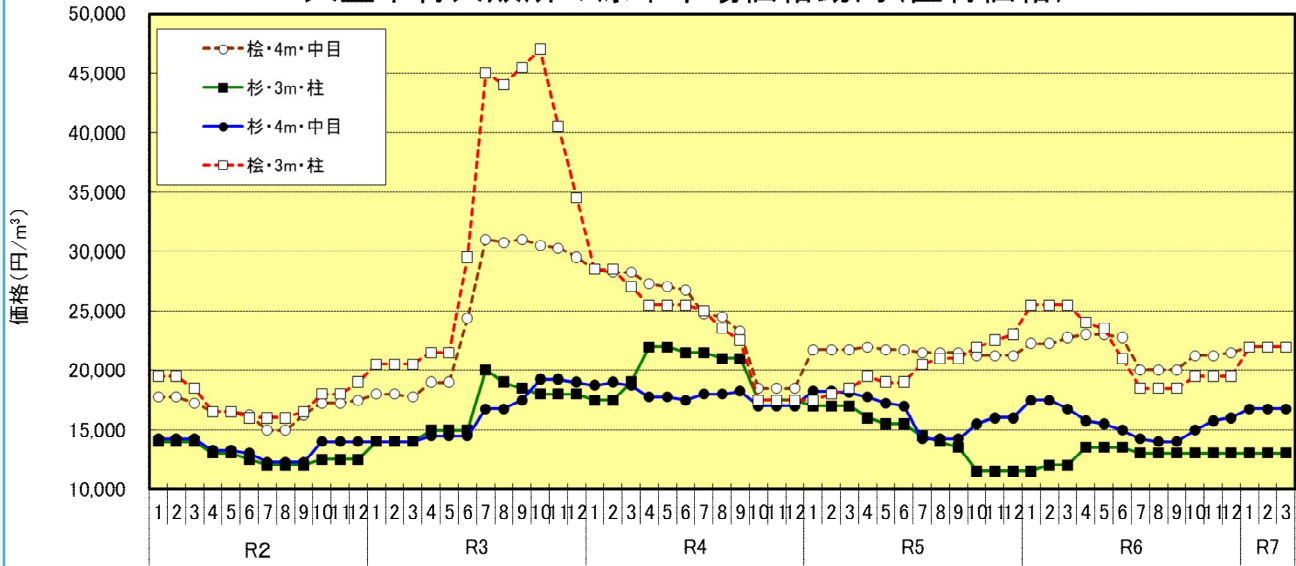
○保安林指定の有無が不明な場合は、該当地番がわかれば、林業（振興）事務所で確認ができます。登記上の地目が「山林」であっても保安林指定されている場合があるので、注意してください。

その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。

（保安林担当 早川）

# 木材市況

## 大豊木材共販所の原木市場価格動向(直材価格)



※1 柱・・・末口径15～16cm、中目・・・末口径18～22、24～28cmの平均

※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。

詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。

※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

# シキビ・サカキ市況

